飯能茜台地区　樹木による緩衝帯の緑化基準

「図示する箇所においては、高木による緑化及びその保全に努めるものとする。」

○ **配置等**

・ 下図のオレンジ部分、矢印(黄色)まで。
・ 一列配置。(複数列植樹することは差し支えない)
・ 植樹スパン→成木に達した時に隣同士の枝葉がふれあう程度。(約 4～5m)
　(植樹スパンを狭めることは差し支えない)
・ 道路からの植樹距離→任意(成木に達した時に道路に枝葉がはみ出さない程度)
・ 出入口付近は対象外。

○ **ここでの高木とは**・・・成木に達した時に 3.0m以上の樹木。

○ **高木以外は植樹できないのか**・・・必要なだけ高木を植樹すれば、その他に低木、中木を植樹することは差し支えありません。

○ **目的と効果**

・ 住宅地(茜台一丁目、美杉台)に面する箇所に高木を植樹することで、居住空間と産業空間との緩衝帯としての役割を持たせる。

・ 工場の生産活動により発生する騒音等の緩和、都市景観の向上等、地域住民の生活環境保全の上で極めて効果的である。また、企業のイメージアップにもつながる。

地区整備計画図

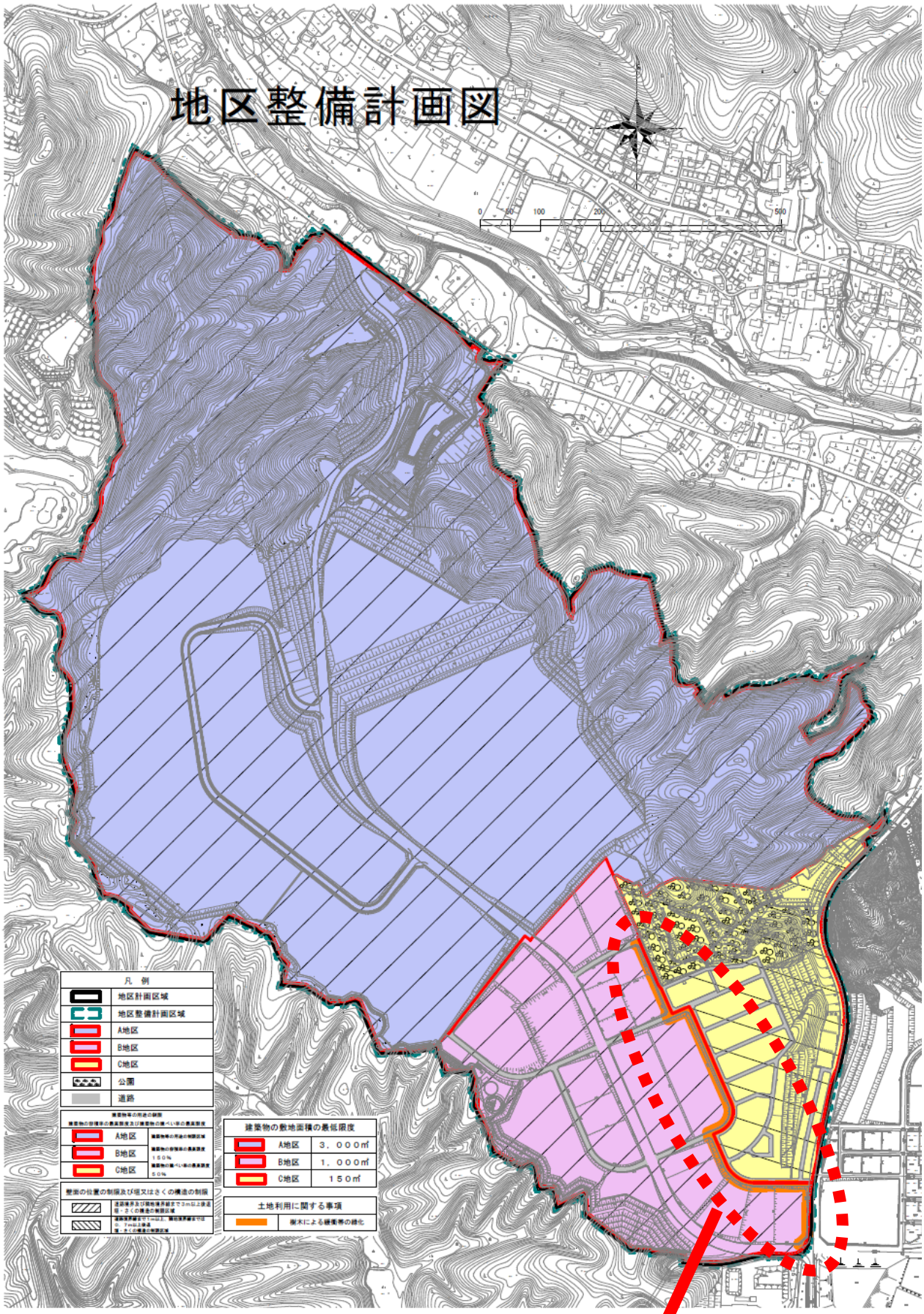

裏面参照
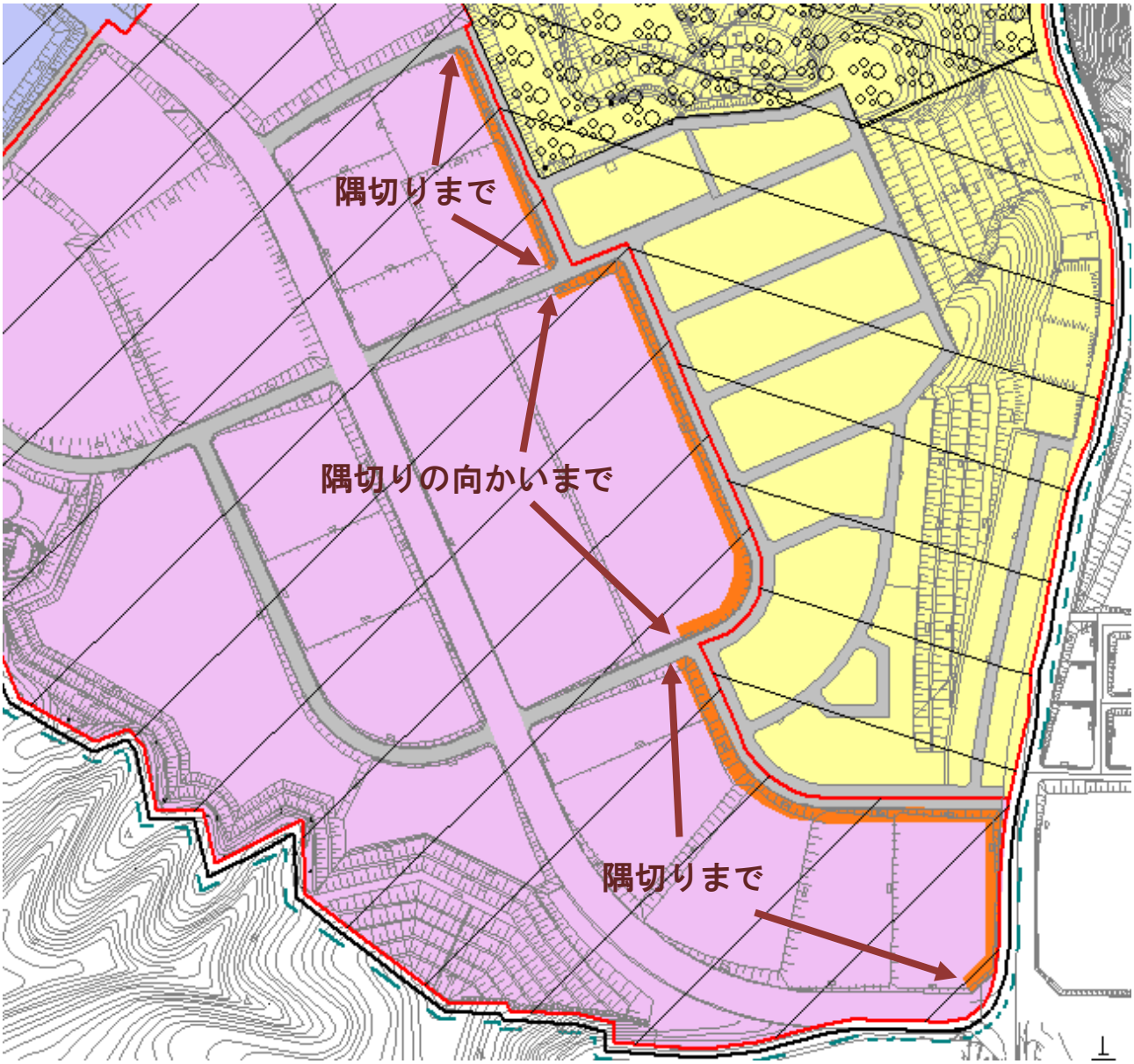
拡　大　図